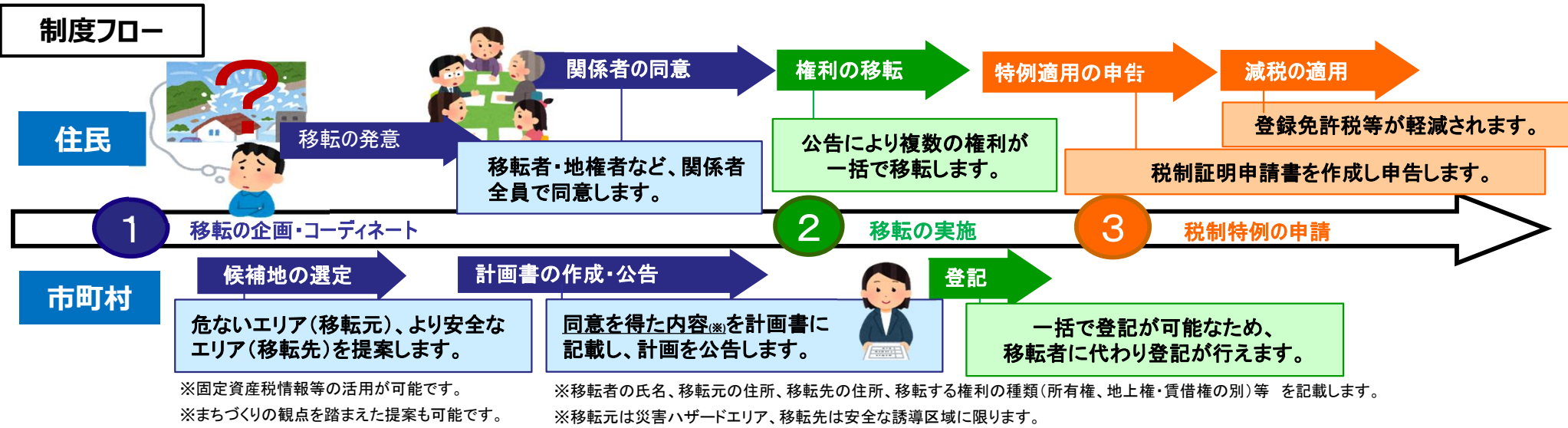


- 災害ハザードエリアからの**住宅又は施設の移転**に対して、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画（都市再生特別措置法第109条の7）を作成し、**手続きの代行等**を行う。
- 事業主体：**立地適正化計画**（都市再生特別措置法第81条）を作成している市町村
- 対 象：**災害ハザードエリアから居住誘導区域又は都市機能誘導区域に住宅又は施設を移転する場合**



参考(税制特例の概要)

災害ハザードエリア(災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等)から安全な区域への移転を促進するため、市町村がコーディネートして策定した防災移転支援計画に基づき施設又は住宅を移転する場合、移転先として取得する土地建物に係る税制上の特例措置を講じる。

特例措置の内容

- 登録免許税 【～令和11年3月31日】
本則の1/2軽減 * 所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記
- 不動産取得税 【～令和9年3月31日】
課税標準から1/5控除

災害レッドゾーン等からの移転(イメージ)

誘導区域 (施設・住宅を集約化する区域)

土砂災害特別警戒区域

浸水想定区域